

会費規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金および会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金および会費)

第2条 この法人の会員は、次の入会金および会費を納入しなければならない。

但し、正会員がこの法人の理事又は監事として在任している期間に関しては入会金、会費を免除されるものとする。

正会員	入会金	100千円	会費(月額)	10千円	1口以上
賛助会員(個人)	入会金	0円	会費(月額)	1千円	1口以上
賛助会員(法人)	入会金	0円	会費(月額)	10千円	1口以上

2 会費の納入は、この法人から振込依頼を受けた日から30日以内とする。

(入会金および会費の免除)

第3条 理事会は、次のいずれかに該当する正会員および個人賛助会員については、2条の規定にかかわらず、入会金および会費のいずれか一方または双方の免除を議決することができる。

- (1) 多額の寄付を納入した正会員または、個人賛助会員
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める正会員または、個人賛助会員

附則

- 1 本規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規定は平成27年1月15日から施行する。